

# 静岡県建築設計等委託料 算定基準の改定

交通基盤部建築管理局建築企画課

## 次第

1. はじめに(経緯)
2. 静岡県建築設計等委託料算定基準の改定について

富国有徳の美しい“ふじのくに”

静岡県



## 1.はじめに(経緯)

☑令和6年1月9日

これまでの報酬基準(H31国交省告示第98号)が廃止され、「建築士事務所の開設者がその業務に関して請求することのできる報酬の基準(R6国交省告示第8号)」が制定される。

⇒以下、「新告示」という。

☑同日

国が発注する設計業務の委託料算定基準「官公庁施設の設計業務等積算基準」が改定される。

⇒以下、「国基準」という。



県の「建築設計等委託料算定基準」を改定し、  
令和6年10月1日から適用する。 ⇒以下、「県基準」という。

富国有徳の美しい“ふじのくに”

静岡県



## 1.はじめに(経緯)

各市町の新基準適用状況

適用日	市町名
令和6年1月9日	森町
令和6年10月1日	河津町、熱海市、伊東市、沼津市、三島市、御殿場市、裾野市、伊豆の国市、清水町、長泉町、小山町、静岡市、藤枝市、島田市、御前崎市、牧之原市、掛川市、袋井市、菊川市、浜松市、湖西市
令和7年4月1日	西伊豆町、富士市、焼津市、磐田市

※上記の表に記載のない市町については、直接市町窓口へ御確認ください。

富国有徳の美しい“ふじのくに”

静岡県



## 1-2.改定のポイント

### ■ 国土交通省告示第8号（新告示）

- 戸建住宅を含む略算方法の見直し
- 難易度による補正方法の見直し
- 複合建築物に係る業務量算定方法の見直し
- 省エネ基準への適合の全面義務化への対応

### ■ 官庁施設の設計業務等積算基準（国基準）

#### 官庁施設の設計業務等積算要領

- 業務報酬基準(告示8号)の改正を反映
- 改修設計業務の業務量の算定方法の見直し
- 業務細分率の区分や追加業務の業務量算定方法の見直し
- 各算定方式の係数の見直し

富国有徳の美しい“ふじのくに”

静岡県



## 2-1.主な改定点(略算方法の見直し)

### (1)新築設計・工事監理

国基準にあわせ、**算定式の係数(a,b)を見直した。**

第一号から三号、第四号第1類、第四号第2類(床面積の合計が20,000㎡未満又は30,000㎡を超える場合)、第五号、第六号(床面積の合計が20,000㎡未満又は30,000㎡を超える場合)又は第七号から第十二号は以下の算定式により算定。

$$A(\text{業務人・時間数}) = a \times S(\text{床面積の合計})^b$$

国基準にあわせ、**算定式を追加した。**

第四号第2類(床面積の合計が20,000㎡以上又は30,000㎡以下の場合)又は第六号(床面積の合計が20,000㎡以上又は30,000㎡以下の場合)は、以下の算定式により算定。

$$A(\text{業務人・時間数}) = a \times S(\text{床面積の合計}) + b$$

富国有徳の美しい“ふじのくに”

静岡県



## 2-2.主な改定点(戸建住宅における略算方法の見直し)

### (2-1)戸建住宅の算定方法の見直し

改定後			従前		
建築物の類型	建築物の用途等		建築物の類型	建築物の用途等	
	第1類 (標準的なもの)	第2類 (複雑な設計等を必要とするもの)		第1類 (標準的なもの)	第2類 (複雑な設計等を必要とするもの)
第十三号 戸建住宅 <small>(詳細設計及び構造計算を必要とするもの)</small>	戸建住宅	—	第十三号 戸建住宅	戸建住宅等 <small>(木造で詳細設計を要するもの)</small>	戸建住宅等 <small>(木造で詳細設計及び構造計算を要するもの)</small>
第十四号 戸建住宅 <small>(詳細設計を必要とするもの)</small>	戸建住宅	—			
第十五号 その他の戸建住宅	戸建住宅	—			

富国有徳の美しい“ふじのくに”

静岡県



## 2-2.主な改定点(戸建住宅における略算方法の見直し)

### (2-2)戸建住宅の算定方法の見直し

別表第13 戸建住宅(詳細設計及び構造計算を必要とするもの)(別添二第十三号関係)

(単位 人・時間)

床面積の合計		100 m <sup>2</sup>	150 m <sup>2</sup>	200 m <sup>2</sup>	300 m <sup>2</sup>
(一) 設計	総合	260	360	450	620
	構造	87	110	120	160
	設備	57	75	92	120

別表第14 戸建住宅(詳細設計を必要とするもの)(別添二第十四号関係)

(単位 人・時間)

床面積の合計		100 m <sup>2</sup>	150 m <sup>2</sup>	200 m <sup>2</sup>	300 m <sup>2</sup>
(一) 設計	総合	210	290	370	510
	構造	71	90	100	130
	設備	57	75	92	120

別表第15 その他の戸建住宅(別添二第十五号関係)

(単位 人・時間)

床面積の合計		100 m <sup>2</sup>	150 m <sup>2</sup>	200 m <sup>2</sup>	300 m <sup>2</sup>
(一) 設計	総合	130	180	220	310
	構造	35	44	52	65
	設備	17	23	28	37

富国有徳の美しい“ふじのくに”

静岡県

静岡県建築設計等委託料算定基準新旧対照表P.9、18参照

## 2-3.主な改定点(追加業務の業務量算定方法の見直し)

### (1)新築設計・工事監理

国基準にあわせ、追加業務に係る業務人・時間数の算定式の係数を見直した。

●新築設計

$$(\text{積算業務の業務人・時間数}) = (\text{実施設計に係る業務人・時間数}) \times 0.20$$



$$(\text{積算業務の業務人・時間数}) = (\text{実施設計に係る業務人・時間数}) \times \underline{0.25}$$

●建築工事監理

$$(\text{業務人・時間数}) = 0.0393 \times (\text{工事監理業務に係る業務人・時間数})^{0.8718}$$

●設備工事監理

$$(\text{業務人・時間数}) = (\text{工事監理業務に係る業務人・時間数}) \times 0.008$$



$$(\text{業務人・時間数}) = (\text{工事監理業務に係る業務人・時間数}) \times \underline{0.02}$$

富国有徳の美しい“ふじのくに”

静岡県

## 2-7.主な改定点(改修設計業務の業務量の算定方法の見直し)

### (2)改修・解体設計

☑国基準にあわせ、図面1枚の所要工数における係数を見直した。

建築改修・解体工事 所要工数 = 12.540 × (複雑度)

設備改修工事 所要工数 = 9.357 × (複雑度)



建築改修・解体工事 所要工数 = 13.567 × (複雑度)

設備改修工事 所要工数 = 10.233 × (複雑度)

富国有徳の美しい“ふじのくに”

静岡県

## 2-8.主な改定点(改修設計業務の業務量の算定方法の見直し)

### (2)改修・解体設計

☑国基準にあわせ、追加業務に係る業務人・時間数の算定式を見直した。

(積算業務に係る業務人・時間数) =  $0.8872 \times (\text{実施設計に係る業務人・時間数})^{0.796}$



(積算業務に係る業務人・時間数) = (実施設計に係る業務人・時間数) × 0.21

富国有徳の美しい“ふじのくに”

静岡県

## 2-10.主な改定点(難易度による補正方法の見直し)

### (3)難易度係数の見直し

新告示に合わせ、**難易度係数を見直した。**

改定後	現行
<p>建築物又はその敷地等が次の項目のいずれかに該当する場合は、総合設計、構造設計又は設備設計に係る業務量について、<b>別表2に掲げる建築物の類型ごとに、それぞれに掲げる倍数により当該設計業務に係る業務量を補正するものとする。ただし、各表において、複数該当する場合は、該当する全ての難易度係数を業務人・時間数に乘じることとする。</b>なお、その適用にあたっては補正の対象建築物である旨を設計契約図書等に明示するものとする。</p>	<p>建築物又はその敷地等が次の項目のいずれかに該当する場合は、総合設計、構造設計又は設備設計に係る業務量について、<b>(追加)、それぞれに掲げる倍数により当該設計業務に係る業務量を補正するものとする。ただし、各表において、複数該当する場合は、最も適切な難易度係数一つを採用する。</b>なお、その適用にあたっては補正の対象建築物である旨を設計契約図書等に明示するものとする。</p>

富国有徳の美しい“ふじのくに”

静岡県



## 2-11.主な改定点(複合建築物に係る業務料算定方法の見直し)

### (4)複合化係数の追加(新築・工事監理のみ)

新基準に合わせ、**複合化係数を追加した。**

異なる2以上の用途に供する建築物で、別表2に掲げる建築物の種類のうち複数に該当するものに係る業務人・時間数は、**各用途の床面積から算定した業務人・時間数を合算し、以下に掲げる係数(以下、「複合化係数」)を乗じることにより算定する。ただし、主たる用途が明らかである場合は、主たる用途の単一用途とみなして業務人・時間数を算定する。**

複合化係数	総合	構造	設備
設計	1.06	0.91	1.07
工事監理等	1.05	0.89	0.92

富国有徳の美しい“ふじのくに”

静岡県



## 2-12.主な改定点

### (5)技師(C)区分の見直し

☑新基準に合わせ、別表1「技術者の階級及び資格基準等」における技師(C)の建築士等の資格・業務経験等による区分を見直した。

階級	改定後	現行
技師(C)	一級建築士として2年、または二級建築士として7年の建築に関する業務経験のあるもの、及び大学卒業後7年以上相当の能力のあるもの。	一級建築士取得後3年未満、または二級建築士取得後5年以上8年未満の業務経験のあるもの、及び大学卒業後5年以上相当の能力のあるもの。

富国有徳の美しい“ふじのくに”

静岡県



ご清聴ありがとうございました。

交通基盤部建築管理局建築企画課

TEL:054-221-3374 FAX:054-221-2386

E-mail:kenchikukikaku@pref.shizuoka.lg.jp

富国有徳の美しい“ふじのくに”

静岡県

